

平成30年4月2日

業者各位

下水道部下水道計画総務室

建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について

本市では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るため、本市が発注する建設工事において社会保険等※未加入対策に取り組んできました。このたび、社会保険等への加入をより一層促進するために、平成30年4月から下記のとおり取組強化を実施することとしましたので、お知らせします。

※「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。（以下同様）

記

- ① 受注者に対し、社会保険等に未加入の建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを禁止します。また、受注者には「社会保険等未加入業者を下請負人とししない」旨の誓約書の提出を求めます。
- ② 落札決定後、受注者が提出する請負代金内訳書については法定福利費を明示することを求めます。

※平成30年10月からの取組み

平成30年10月1日以降に公告等行う全ての建設工事について、下請負人である建設業許可業者の社会保険等への加入が確認できない場合、受注者に対して入札参加停止措置を行い、保険担当機関へ通報します。

※社会保険等未加入の下請負人が判明した場合は、受注者に対し、当該下請負人に対する加入指導及び加入したことが確認できる書類の提出を求め、猶予期間内（30日間。発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間。）に加入確認ができなかった場合は、受注者に入札参加停止措置を行い、保険担当機関へ通報します。